

令和4年6月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

文教委員長 渥 美 典 尚

### 文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

#### 記

#### ○ 委員会開会月日

- (1) 令和4年5月19日
- (2) 令和4年6月20日
- (3) 令和4年6月30日

#### ○ 付託案件及び審査のてんまつ

- 1 4 請願第1号 三鷹市立小中学校の教育現場におけるコロナ感染対策の実施について

三鷹市在住

瀬戸 一恵 ほか 143人 提出

委員会は本件審査に当たり、請願者からの補足説明及び教育委員会の説明を聞きました。

また、委員会は請願者より

- ・【全国】現在のコロナ重症者数等の資料
- ・新型コロナウイルスの感染経路について

の資料の提出を受け、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 吉沼徳人委員（三鷹市議会令和山桜会）

新型コロナウイルス感染予防には、マスクの着用は基本的な感染対策の1つであり、熱中症を考慮した着用に際しての国・東京都からのリーフレット等の配布による周知も行われている。

教職員、児童・生徒、保護者の混乱を招く可能性があるため、この請願に反対する。

(2) 谷口敏也委員（三鷹民主緑風会）

本請願は、新型コロナウイルス感染症が長引く中で、長時間のマスクの着用による小・中学生の子ども達の健康や発育、発達への悪影響を心配する保護者の方々からの切実な要望であることは理解している。一方で、子どもが学校で感染し、家庭内感染してしまった御家庭の方々、あるいはそれを心配している保護者の方々からは、「感染対策をしっかりと行ってほしい。」という声も伺う。

そのような中、先般、国においても、子どものマスク着用に関して議論が行われ、厚生労働省より令和4年5月20日付で「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」、文部科学省より同24日付で「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」、同25日付で「マスクの着用に関するリーフレットについて」が発出された。

これらに基づき、三鷹市教育委員会でも5月27日に通知、6月14日付で、三鷹市立小・中学校長宛てに「夏季における児童・生徒のマスクの着用について」という文書を配付した。

本請願の具体的な請願事項として挙げられている、幾つかの項目については賛同できるものであるが、請願事項の(5)、学校給食時、昼食時のマスク装着についての項目において、請願代表者からの説明では、「対面で食事を取り、楽しく会話もできるようにしてほしい。」との要望であった。

このたびの国の議論の中で、この「給食等の食事を取る場面」については、今年の4月1日に発表された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式（バージョン8）」に記載されている「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」との内容に、変更はないと認識している。

何より、感染リスクが高い食事の際の感染防止対策は、現時点においても継続し、見直す必要はないと考えることから、本請願に反対する。

(3) 紫野あすか委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

この数年、市民も児童・生徒も窮屈な生活が続き、コロナ禍以前のように、マスクをしなくてよかった日常生活を早期に求める気持ちは大変理解できるものである。請願者は請願事項(1)において、「就学児において常時マスクを着用することが長期化した場合の健康及び発達への影響について、現時点では正確なデータがありません。」とし、また、「長期間常時マスクを装着することで、骨格や脳の正常な発達が阻害される可能性があります。」とおっしゃっている。請願事項(3)では、「(1)、(2)で求めた事項を学校運営ガイドラインに記載し、小・中学校に通知してください。」とある。

特に「骨格や脳の正常な発達が阻害される可能性」については、科学的根拠が明確であると現時点で断定することは厳しく、科学的根拠が確認されないことも含めて、三鷹市が独自に学校のガイドラインにまで書き込むことは難しいと先ほどの教育委員会からの答弁にもあるように、今はまだコロナ感染を心配する児童・生徒や家庭も多数あり、科学的な根拠に乏しい理由をもって緩和することは、かえって学校内での混乱や分断を招くことにつながるのではないかと懸念する。

現時点でも学校はマスクの着用を強制しているわけではない中、学校内での感染はまだ収束しておらず、児童・生徒から家庭内へ感染している事例も少なくない。

請願事項(5)にある「昼食時の黙食徹底及びマスク装着についての見直し」については、残念ながら時期としてはまだ少し早いのではないかと考え、本請願に反対する。

以上の討論の後、4請願第1号について採決いたしました結果、本件については、賛成なしにより不採択とすべきものと決定いたしました。

## 2 所管事務の調査について

三鷹の教育・文化・スポーツの振興策に関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。